

第1号様式

公述申立書

年月日

(あて先)名古屋市長

住 所 (〒 - )

ふりがな

氏 名

電話番号

電子メールアドレス

〔 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名 〕

名鉄名古屋本線（桜駅～本星崎駅間）連続立体交差事業に係る都市計画の公聴会で、下記のとおり意見を述べたいので申立てます。

記

1 意見の要旨

2 意見の理由

※意見の要旨又は意見の理由を別紙とする場合は、それぞれ400字程度で記載してください。

## 【代理人による公述、又は文書による意見の提出の確認】

高齢又は心身の障害等により自ら意見を述べることができないなど、やむを得ない事情があるときは、代理人による公述、又は文書により意見を提出することができます。

- ・代理人による公述の意思（有・無）

又は

- ・文書による意見の提出の意思（有・無）

※文書による意見の提出は、公聴会の期日の2日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する休日の日数を除く。)前までの提出が必要となり、提出された意見については、職員が代読します。

※公述申立書提出後に代理人による公述、又は文書による意見の提出が必要となった場合は、事前にご連絡をお願いします。